

愛川町森林整備計画の変更にあたり、パブリック・コメント 手続を実施しなかった理由について

平成26年2月4日付けで森林法施行規則等が改正され、地域の実情に応じた多様な主体による森林経営計画の作成を促進するため、地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を愛川町森林整備計画に設定するために変更するもので、本計画の変更にあたっては森林法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により縦覧等の手続が義務付けられていることから、愛川町自治基本条例第19条第2項第1号の規定を適用し、パブリック・コメント手続をしないこととし、その理由についてお知らせするものです。